

釜石市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等の監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年3月6日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名称

株式会社かまいしDMC

(2) 設立の目的

釜石市観光振興ビジョン「オープン・フィールド・ミュージアム構想」を展開するため、市と一体となって各団体との連携協力のもとに観光地域づくりに取り組むことを目的として設立された。

(3) 市との関係

① 根浜海岸観光施設の指定管理者

指定期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

指定管理料 令和 5 年度 18,000,000 円

② 箱崎白浜民泊施設の指定管理者

指定期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

指定管理料 令和 5 年度 4,000,000 円

3 監査の実施期間

令和 6 年 12 月 9 日から令和 6 年 12 月 19 日まで

4 監査の範囲

令和 5 年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

5 監査の方法

指定管理施設は関係法令（条例等を含む。）の定めるところにより適切に管理され、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

指定管理施設は適切に管理され、業務は協定等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、業務の再委託契約において一部改善すべき点が見られたため対応を求めた。